

日本内分泌外科学会雑誌 最優秀論文賞 規約

第1条 (目的)

日本内分泌外科学会雑誌（以下、「本雑誌」という。）は、本雑誌への投稿を推進し、学術水準の向上を図るため、日本内分泌外科学会雑誌最優秀論文賞（以下、「本賞」という。）を設ける。

2. 本規約は、本賞の選考方法と表彰のしかたを定める。

第2条 (対象論文)

本賞は、前年の本雑誌に掲載された査読を受けた原著・症例報告・臨床経験の論文の中で最優秀の論文に授与する。

第3条 (表彰)

受賞者には、賞状と副賞5万円を授与する。副賞は編集委員会の会計から支出する。

2. 授賞式は行わず、本雑誌での誌上発表とする。
3. 本賞選考結果は、「日本内分泌外科学会雑誌最優秀論文賞選考結果」として、本雑誌に掲載する。受賞者は、「日本内分泌外科学会雑誌最優秀論文賞を受賞して」を寄稿し同時に掲載する。

第4条 (選考委員)

選考委員は、本雑誌編集委員会委員が務める。

第5条 (選考委員長)

選考委員長は本雑誌編集委員長とする。

第6条 (選考方法)

選考委員は、対象論文の中から優秀論文3編を順位を付けて選出する。各委員によって選ばれた論文にそれぞれ1位：5点、2位：3点、3位：1点を付与し、委員会として最も高い得点を獲得した論文を最優秀論文とする。

2. 本賞の選考は、毎年2月末までに完了し、日本内分泌外科学会理事会へ報告する。
3. 受賞者には、編集委員会事務局から受賞の旨を通知する。

第7条 (担当事務局)

本賞の選考事務および受賞準備は、編集委員会事務局が担当する。

附則

本規約は、2015年9月1日から施行する。

本規約は、編集委員会の審議により改訂することができる。